

成城大学『経済研究』第 253 号抜刷（2026 年 7 月）

研究ノート

葬儀における寺院関連費用の 透明性に関する予備的考察

矢 島 猶 雅

葬儀における寺院関連費用の 透明性に関する予備的考察

矢 島 猶 雅

1. はじめに

葬儀は、亡くなった人を悼み、遺族や関係者が別れを告げるための儀礼である。日本では、通夜、告別式、火葬を経て、葬儀後の納骨や法要へ進む形が広く知られている。葬儀の形式については、2017年の調査では葬儀を行った人のうち仏式を選んだ割合が87.2%であったことが示されている（全日本葬祭業協同組合連合会、2022）。この数値は、同調査時点において、仏式葬儀が日本の葬儀の主要な形式であったことを示している。

葬儀には、儀礼としての性格に加え、短期間に複数の手配を進めるという実務面がある。遺族は、葬儀社への依頼、式の形式、宗教者との連絡、葬儀後の納骨先などについて、死亡後の限られた時間の中で判断する。こうした手配と並行して、葬儀社に支払う費用や宗教者への支出などを確認することになる。

葬儀は、家計にとって小さくない費用負担を伴う行為でもある。総務省統計局の資料では、お布施を除く総葬儀費用について、葬儀料一式、飲食代、火葬料を合わせた参考値として約120万円が示されている（総務省統計局、2018）。また、全日本仏教会・大和証券株式会社の2022年度調査では、葬儀・法要で不安に思うこととして、費用が66.0%、お布施の金額が64.9%とされている（全日本仏教会・大和証券、2023）。これらの資料からは、

葬儀や法要に関する不安が、費用の確認にも向けられていることが分かる。

近年では、葬儀社のウェブサイトや葬儀比較サイトを通じて、葬儀プランの価格や内容を事前に確認できる場合が増えている。火葬式や家族葬といったプランについて、最低価格や基本料金が示されることもある。全日本仏教会・大和証券株式会社の2024年度調査でも、葬儀・法要について相談先が分からない場合の調べ方として、Webサイトを挙げる回答が29.2%となっている（全日本仏教会・大和証券、2025）。

ただし、公開ページ上で葬儀プラン価格を確認できる場合でも、表示された価格に含まれる内容や、宗教者への支出は必ずしもそこに含まれない。葬儀後の納骨・収蔵についても、利用資格、宗派、使用期間、などが別に示される場合がある。利用者が最初に見る価格と、葬儀・供養・収蔵に関して確認すべき情報の範囲は、同じではない。

実際、葬儀費用をめぐる相談では、表示された価格と実際の支払額の関係が問題になることがある。国民生活センターは、広告を見て依頼した葬儀でオプション等が追加され、最終的に高額になったという相談例を紹介している（国民生活センター、2024）。消費者庁も、直葬プランや火葬プランの表示について、追加料金が発生しないかのように表示していた事案に措置命令を行っている（消費者庁、2024）。これらは、葬儀費用において、表示価格に何が含まれるかが重要であることを示している。

本稿では、日本の葬儀における寺院関連費用について、公開情報上でどのように示されているかを調査する。具体的には、葬儀プラン価格、寺院関連費用、僧侶手配に関する記述を取り上げ、金額表示、別途費用、相談事項、記載なしといった表示形式を確認する。また、葬儀後の納骨・収蔵に関わる選択条件についても、寺院関連費用に関連する論点として整理する。

本稿の構成は、以下のとおりである。第2節では、日本の葬儀と寺院関連費用の背景を説明する。第3節では、使用するデータを説明したうえで、

葬儀プラン価格と寺院関連項目の表示形式を整理する。第4節では、収蔵サービスに関する選択条件を補足的に検討する。第5節でまとめとする。

2. 日本の葬儀と寺院関連費用

檀家制度や菩提寺との関係は、日本の寺院関連費用を理解するうえで重要な背景である。まず、檀家制度とは、歴史的には、江戸期頃に成立し、家を特定の寺院に所属させ、寺院が各家の宗教的所属や出生・死亡に関する情報を把握する仕組みであった。寺院を通じた民衆把握やキリスト教禁制とも結びつき、家と寺院の関係は葬儀・法要・墓地管理にも及んだ（佐々木閑, 2025; Tamamuro, 2001）。この関係を背景として、現代でも、家族が付き合いを持つ寺院は「菩提寺」と呼ばれ、葬儀や法事を執行する（全日本仏教会・大和証券, 2023）。菩提寺がある場合、葬儀や法要ではその寺院へ連絡し、読経や戒名について相談するのが通例である¹⁾。

このような慣行の中で、寺院や僧侶は様々な過程で葬儀・供養と関わる。葬儀時点では、読経や戒名が中心であるが、葬儀後には、四十九日や年忌法要などが続く。その中で、遺族はこれらの儀礼や供養に伴う謝礼として、お布施や戒名料を用意することがある²⁾。

なお、現代の葬儀では、菩提寺との関係が明確でない場合にも、宗教者を手配する経路がある。葬儀社を通じた僧侶手配や、僧侶手配サービスはその一例である（佐々木, 2018）。こうした手配方法では、寺院との継続的な関係に基づく葬儀とは異なり、葬儀社や運営事業者が宗教者との接点を

-
- 1) なお、檀家として続いてきた寺院との関係を離れることを「離檀」と呼ぶ。ただし、改葬・墓じまいの行政的な諸手続き等が生じるとともに、菩提寺との関係を終える場面で「離檀料」が問題になることがある。国民生活センターは、寺にお礼として支払うお布施の意味を持つものと説明し、料金に明確な基準はないとしている（国民生活センター, 2023; 2026）。
 - 2) 国税庁の質疑応答事例では、お布施や戒名料、葬儀・法要等に伴う宗教活動上の収入であり、宗教活動に伴う実質的な喜捨金として説明されている（国税庁, n.d.）

担うことになる。

表 1 は、葬儀・供養・収蔵に関わる主な寺院関連項目を整理したものである。葬儀時点では、読経、戒名、お布施が中心となる。葬儀後には、法要、納骨、収蔵先の選択に関わる。つまり、寺院関連の費用は、葬儀当日の儀礼、葬儀後の供養、遺骨の納め先という複数の場面にまたがっていることがわかる。これは、葬儀に関わる支出が様々な費用項目で構成され、全体像を把握することが困難である可能性を示唆する。

表 1 葬儀・供養・収蔵に関わる主な寺院関連費用

項目	葬儀・供養上の位置づけ
読経	通夜、葬儀、法要で行われる宗教儀礼。
戒名	仏式の葬儀・供養で、故人に授けられる仏教上の名。宗派によって法名・法号などと呼ばれる場合がある。
お布施	寺院や僧侶への宗教的・慣習的な謝礼。
僧侶手配	菩提寺がない場合などに、葬儀社や手配サービスを通じて僧侶を手配することが可能な場合もある。
法要	忌日や年忌の際に、読経等が行われる。その後の会食を含めて、「法事」と呼ぶ。
納骨・収蔵	火葬後の遺骨の納め先を選択する。

出典：全日本仏教会・大和証券（2023、2025）、国税庁（n.d.）、厚生労働省（n.d.）及びいい葬儀（n.d.）を基に筆者作成。

寺院との関係に加えて、施設ごとの利用条件や行政手続もまた、葬儀サービスや寺院関連費用にまつわる選択肢に関わっている。改葬の場合には、市町村長の許可、現在の墓地・納骨堂の管理者との関係性の整理や改葬先の受入れ承諾が必要となる（厚生労働省，n.d.；武蔵野市，n.d.）。公営霊園を利用する場合、居住要件や祭祀を主宰する立場であることが申込条件となる場合がある（東京都公園協会，n.d.）。したがって、葬儀後の納骨・収

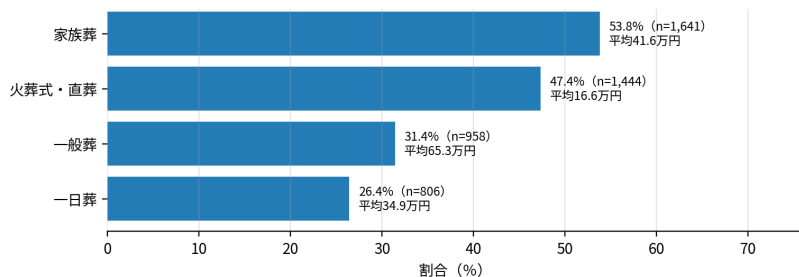
蔵もまた、葬儀に関連する価格を遺族が自由に比較することを困難にしうる側面がある。しかし、本稿は、葬儀プランとそれに付随しうる寺院関連費用に注目することとし、収蔵・納骨に関しては、第4節において補足的に扱うのみとする。

以上を踏まえ、次節では、葬儀社や葬儀関連プラットフォームの公開ページを用い、葬儀プラン価格と寺院関連項目の表示形式を確認する。具体的に着目するのは、利用者が最初に確認しやすい葬儀プラン価格と、寺院関連項目に関する記述が、同じ比較軸に置かれているかどうかである。これにより、葬儀サービスの公開情報が、費用全体の把握にどこまでつながるのかを検討する。

3. データと分析

本節では、葬儀社比較プラットフォーム「安心葬儀」の公開ページから取得された掲載情報を用いる。データは、2026年5月に取得されたものであり、対象となる掲載情報は3,049件である。本節では、葬儀プラン価格の掲載例を確認したうえで、寺院関連項目とお布施関連記述の表示状況を整理する。

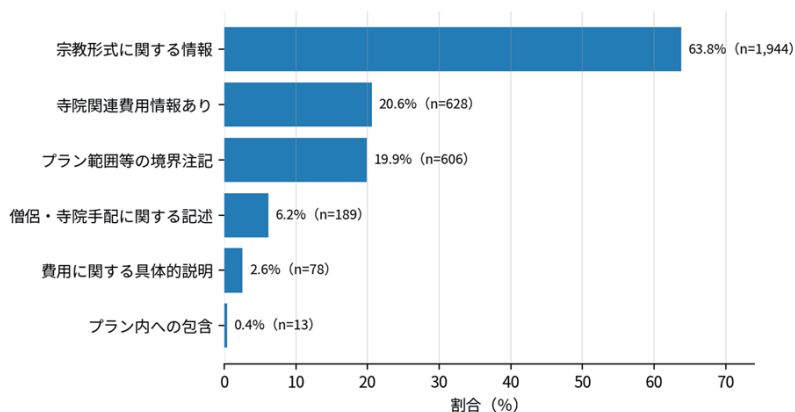
図1は、主要な葬儀形式（家族葬・火葬・一般葬・一日葬）について、ページ上にどの程度表示されているかを示している。この図から、全体のページの半数程度ではパッケージ価格の表示があることがわかる。金額として、大きい傾向にあるのは家族葬の平均約42万円、一般葬の平均約65万円である。葬儀の大枠としての比較は、ある程度可能という状況が見て取れる。



注：分母は掲載情報 3,049 件。各項目は排他的な分類ではない。平均は当該形式の価格表示が確認された掲載情報に限って算出。

図1 葬儀形式別のプラン価格表示・金額

図2は、寺院関連項目の表示状況をまとめたものである。宗教形式に関する情報は1,944件、63.8%で確認される。一方、寺院関連費用情報は628件、20.6%であり、プラン範囲等の注記（寺院関連費用は含まない、とする旨の記述）は606件、19.9%である。費用に関する具体的説明は78件、2.6%、プラン内への包含は13件、0.4%にとどまる。公開ページ上では、宗教形式に関する情報は比較的多く示されるが、寺院関連費用の具体的説明



注：分母は掲載情報 3,049 件。

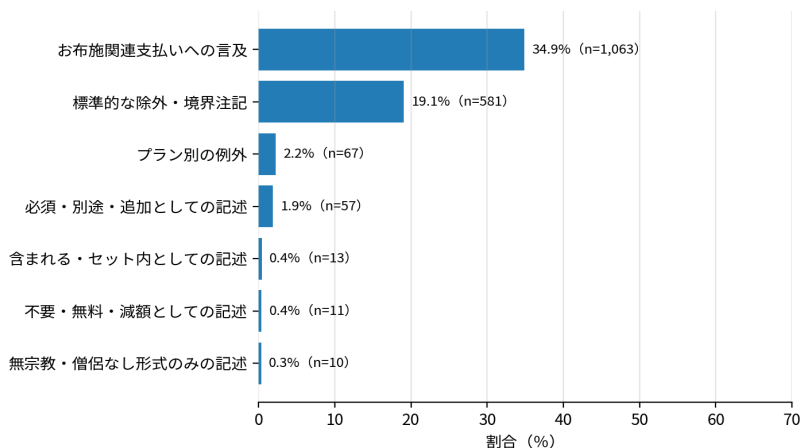
図2 寺院関連項目の表示状況

葬儀における寺院関連費用の透明性に関する予備的考察

やプラン内の扱いとして示される例は少ない。

次に、図3は、お布施関連記述の表示状況を示している。ここでは、お布施関連支払いへの言及に加え、プラン範囲を区切る注記や、別途・追加として扱う記述を分けて集計している。まず、少なくともお布施関連支払いへ何らかの言及をしているケースは、1,063件、34.9%でのみ確認される。つまり、多くのケースで、そもそも記述がないことになる。

この34.9%のうち、標準的なプラン範囲等の注記は581件、19.1%である。必須・別途・追加としての記述は57件、1.9%、含まれる・セット内としての記述は13件、0.4%となった。つまり、お布施への言及があるケースであっても、その実情として費用について推察することは困難な状況にあることを示唆する。



注：分母は掲載情報 3,049 件。

図3 お布施関連記述の表示状況

以上の集計から、今回収集した公開ページ上の情報が示唆するのは以下の通りである。まず、葬儀プラン価格は、図1のようにプラン名と掲載価格の対応として示される。一方で、寺院関連項目やお布施関連記述は、費

用の具体的説明よりも、プラン範囲を示す注記や宗教形式に関する情報として現れることが多い。寺院関連項目まで含めた費用全体を把握するには、掲載価格欄とは別の記述を確認する必要がある。

4. 収蔵サービスに関する補足的考察

火葬後の遺骨をどこに納めるかは、葬儀後に遺族が直面する選択である。しかし、その選択肢と関連する費用は複雑である。具体的には、施設や場所の区分、供給・管理主体、施設における具体的な収蔵方法、さらには供養・管理の方式によって、確認すべき条件や費用項目が分かれる。

まず、遺骨を納める場所・施設として、主に墓地・納骨堂がある。菩提寺がある家では、寺院墓地や既存の家墓への納骨が検討の起点になる。この場合、墓地使用、墓地の管理や護持、納骨時の法要に伴う支出が生じる（全日本仏教会・大和証券, 2023；厚生省生活衛生局長, 2000）。これに対して、菩提寺がない場合や既存の墓を利用しない場合には、公営霊園、民営霊園、寺院施設、納骨堂などから新たな納骨先を探すことになる。その際には、使用に関わる諸費用のほか、使用期間、宗派等の条件も確認する必要がある³⁾（厚生省生活衛生局長, 2000；善光寺雲上殿, n.d.a）。

寺院施設では、同じ施設内でも複数の収蔵方法が提示され細かく費用が異なる。たとえば、善光寺雲上殿の案内では、個別納骨、合葬納骨や霊壇等が示され、それぞれ使用権料、納骨料、管理奉納料の扱いが異なる（善光寺雲上殿, n.d.a）。また、年間護持費について、霊壇が2万円、個別納骨が5,000円から1万円と示され、合葬の場合には護持費が不要とされている（善光寺雲上殿, n.d.b）。

また、納骨後の供養や管理をどのように継続するかに関する方式として、

3) たとえば、東京都公園協会の都立霊園案内では、募集区分ごとに、居住年数、遺骨の有無、親族関係、祭祀の主宰者であることなどが申込資格として示されている（東京都公園協会, n.d.）。

「永代供養」がある。これは、将来にわたって墓の管理や供養を経営者に委ねる墓を「永代供養墓」として扱うものであり、永代供養料などの別途の費用が生じる（厚生省生活衛生局長，2000）。

なお、既に墓地や納骨堂に納められた遺骨を別の場所へ移す場合には、改葬の手続が必要になる。墓地埋葬法令上、改葬は、埋蔵・収蔵された焼骨を他の墳墓・納骨堂へ移すこととされ、市町村長の許可を要する（厚生労働省，n.d.）。武蔵野市の改葬許可申請資料では、現在の墓地・納骨堂の管理者による証明、改葬先の受入れを確認できる書類、墓地使用者の承諾が必要となる場合があることが示されている（武蔵野市，n.d.）。

5. おわりに

本稿では、日本の葬儀における寺院関連費用について、公開情報上でのように掲載されているか、その実態の一部を整理した。その結果、葬儀プランの中で、パッケージ化されて比較が容易となっている部分と、曖昧なまま残る部分がある傾向がわかってきた。特に、寺院関連費用は、別途費用、相談事項や記載なしとして現れる場合が少なくない。

本研究で使用したデータは、我が国の葬儀社情報の一部であり、その代表性には注意が必要である。今後は、他のプラットフォームデータも活用するなどして、より統計的に信頼性の高い分析や比較可能性を高めていく必要がある。

参考文献

Tamamuro, Fumio. 2001. "Local Society and the Temple-Parishioner Relationship within the Bakufu's Governance Structure." *Japanese Journal of Religious Studies* 28(3-4): 261-292.

いい葬儀（n.d.）「法事・法要とは？種類の一覧や流れ，準備を解説【初七日・四十九日・一周忌・三回忌】」, <https://www.e-sogi.com/guide/4474/>, 最終閲覧日 2026 年 7 月 16 日

- 公益財団法人全日本仏教会・大和証券株式会社（2023）『仏教に関する実態把握調査（2022年度）報告書：葬儀・法要、お布施、お寺の解散・廃寺等』ver. 1.0, 2023年3月1日。https://www.jbf.ne.jp/wp-content/uploads/site211/files/pdf/bukkyoureport2022.pdf
- 公益財団法人全日本仏教会・大和証券株式会社（2025）『仏教に関する実態把握調査（2024年度）報告書：お墓・納骨・葬儀・復興支援等』
- 公益財団法人東京都公園協会（n.d.）「都立霊園をご希望の方へ」https://www.tokyo-park.or.jp/reien/use/new_user/request/index.html
- 厚生省生活衛生局長（2000）「墓地経営・管理の指針等について」生衛発第1764号, 平成12年12月6日。https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001321292.pdf
- 厚生労働省（n.d.）「墓地・埋葬等のページ」, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123872.html, 最終閲覧日 2026年5月30日
- 厚生労働省（n.d.）「墓地、埋葬等に関する法律に係る行政の仕組み」, https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001321227.pdf, 最終閲覧日 2026年5月30日
- 国税庁（n.d.）「お布施、戒名料、玉串料等」質疑応答事例。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/02/30.htm, 最終閲覧日 2026年5月30日
- 国民生活センター（2024）「もしもの時に慌てないように！ 葬儀サービスのトラブル」見守り新鮮情報第475号。https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen475.pdf, 最終閲覧日 2026年5月30日
- 佐々木一憲（2018）「宗教ビジネスを巡る一考察——法人税法上の収益事業の該当性を中心として」『税務大学校論叢』第91巻, pp. 273-382。
- 消費者庁（2024）「株式会社那覇直葬センターに対する景品表示法に基づく措置命令について」https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_240530_01.pdf, 最終閲覧日：2026年5月28日。
- 善光寺雲上殿（n.d.a）「納骨のご案内」https://unjouden.zenkoji.jp/noukotsu/ 最終閲覧日 2026年5月30日
- 善光寺雲上殿（n.d.b）「よくあるご質問」https://unjouden.zenkoji.jp/faq/ 最終閲覧日 2026年5月30日
- 全日本葬祭業協同組合連合会（2022）「連載：仏教と葬送を考える——葬式仏教の再発見③『なんとなく』の仏教徒」, https://www.zensoren.or.jp/osoushiki/kensaku/blog_220331, 最終閲覧日：2026年5月29日
- 総務省統計局（2018）「2020年基準改定における冠婚葬祭サービス価格の把握について」https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/cpi/pdf/011-1.pdf, 最終閲覧日：2026年5月28日。

葬儀における寺院関連費用の透明性に関する予備的考察

- 独立行政法人国民生活センター（2026）「【墓地】改葬したいと伝えたら、寺から高額な離壇料を請求された。納得できない。」https://www.faq.kokusen.go.jp/faq/show/1142?site_domain=default, 最終閲覧日 2026 年 5 月 30 日
- 武蔵野市（n.d.）「埋葬（納骨）されているお骨を別の場所に移したいときは（改葬許可請）」, https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/todokede_shomei/kosekitodokede/1035356.html, 最終閲覧日 2026 年 5 月 30 日
- 横田睦（2025）「墓じまい（廃墓）をする場合の留意点」『国民生活』No.160, pp. 10-12, 独立行政法人国民生活センター